太陽光発電施設の地域共生に向けた大阪府庁内連絡調整会議設置要綱

（目的）

第１条　太陽光発電施設に係る不適切案件及びトラブルの未然防止等を図り、地域と共生した太陽光発電事業の推進を図るため、太陽光発電施設の地域共生に向けた大阪府庁内連絡調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

（業務）

第２条　この会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）及び固定価格買取制度等についての情報共有

二　太陽光発電事業の設置見込み並びに不適切案件及びトラブルに関する情報共有

三　前号の情報共有に係る方法の検討

四「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）の周知方法に関する検討

五　その他、会議の目的を達成するために必要なこと

（組織）

第３条　会議は、別表第１に掲げる職にある者で構成する。

２　会議において、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の関係課等及び関係行政機関の職員の出席を求めることができる。

３　業務に関する具体的な検討を行うため、別表第２に掲げる者で構成する幹事会を設置する。

４　個別事案の対応など特定の事項ごとに連絡調整等を行うため、別表第１に掲げる者のうち関係する者で構成する部会を設置することができる。

５　部会において、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員の出席を求めることができる。

（その他）

第４条　会議等の招集は、事務局が行う。

２　事務局は、環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課に置く。

３　この要綱に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は別に定めることができる。

（附則）

この要綱は、平成 29 年 11 月 17 日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和２年 10 月１日から施行する。

（附則）
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
（附則）
この要綱は、令和３年 11 月１日から施行する。
（附則）
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第３条第１項関係）

部局	構成員
政策企画部	危機管理室消防保安課長
環境農林水産部	脱炭素・エネルギー政策課長
	みどり推進室みどり企画課長
	みどり推進室森づくり課長
	循環型社会推進室資源循環課長
	循環型社会推進室産業廃棄物指導課長
	環境管理室環境保全課長
	環境管理室事業所指導課長
	農政室整備課長
	水産課長
	動物愛護畜産課長
都市整備部	道路室道路環境課長
	河川室河川環境課長
	公園課長
	用地課長
	住宅建築局建築環境課長
	住宅建築局建築指導室審査指導課長
大阪都市計画局	拠点開発室戦略拠点開発課長
大阪港湾局	計画整備部計画調整担当課長
教育庁	文化財保護課長

別表第２（第３条第３項関係）

部局	構成員
環境農林水産部	脱炭素・エネルギー政策課長
	みどり推進室森づくり課長
都市整備部	河川室河川環境課長
	住宅建築局建築指導室審査指導課長